



担 当	福島労働局 労働基準部 健康安全課長 伊藤 克義 主任地方産業安全専門官 清水 俊明 電話024-536-4603 (直通)
--------	---

# 労働災害防止に向け緊急要請

— 平成26年は4月末までに12人が死亡 —

福島労働局（局長 引地睦夫）は、管内における労働災害、とりわけ死亡災害が増加しているため、本日（平成26年5月12日）から7月31日までの間、緊急労働災害防止対策を実施することとし、本日、管内の労働災害防止団体等に対して緊急要請を行った。

福島労働局は、各事業者及び関係団体と協力し本対策を推進することにより、労働災害の未然防止に万全を期すこととしている。

## 1 労働災害の発生状況（平成26年の死亡者は5人増加の12人・裏面グラフ参照）

労働災害による死亡者数は、平成25年が対前年比で5人増加の31人となったが、平成26年に入っても、4月末現在、対前年同期比で5人増の12人と急増している。

死亡者を業種別でみると、建設業と道路貨物運送業がそれぞれ4人で最も多く、次いで製造業3人等の順となっている。

また、労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成24年、平成25年と2年連続増加し、平成25年は2,080人となった。

## 2 緊急労働災害防止対策の概要

上記の労働災害発生状況を踏まえ、「緊急労働災害防止対策実施要綱」を策定し、下記（1）のとおり各労働災害防止団体等に対し緊急要請を行うとともに、（2）の事項を実施する。

### （1）労働災害防止団体等に対する緊急要請（要綱3(1)ア、要請先は裏面）

ア 各団体の定期総会等において、「緊急安全宣言」等を行うことにより、各事業場に対し、労働災害防止の取組みの徹底を求める。

イ 各事業場への文書送付や機関紙等への掲載等により、各事業場における労働災害防止対策の徹底について周知する。

ウ 安全パトロール等を実施する。

### （2）福島労働局・労働基準監督署の主な実施事項

ア 建設工事現場、陸上貨物運送業、製造業等の事業場に対する監督指導等を強化する。

イ 各種事業者団体、工事発注機関等に対し労働災害防止について協力を要請する。

ウ 労働局幹部による安全パトロールを実施する。

エ あらゆる機会をとらえ、広く県民に対して労働災害防止について啓発を図る。

### （3）本対策の実施期間

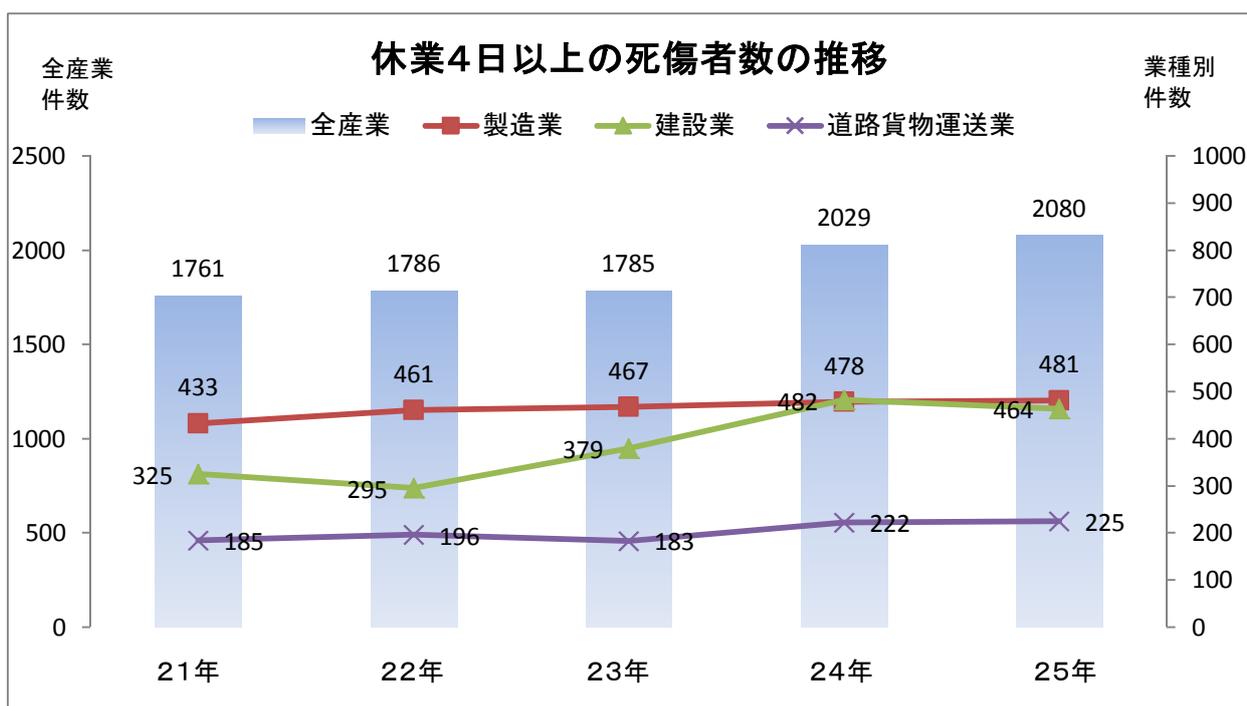
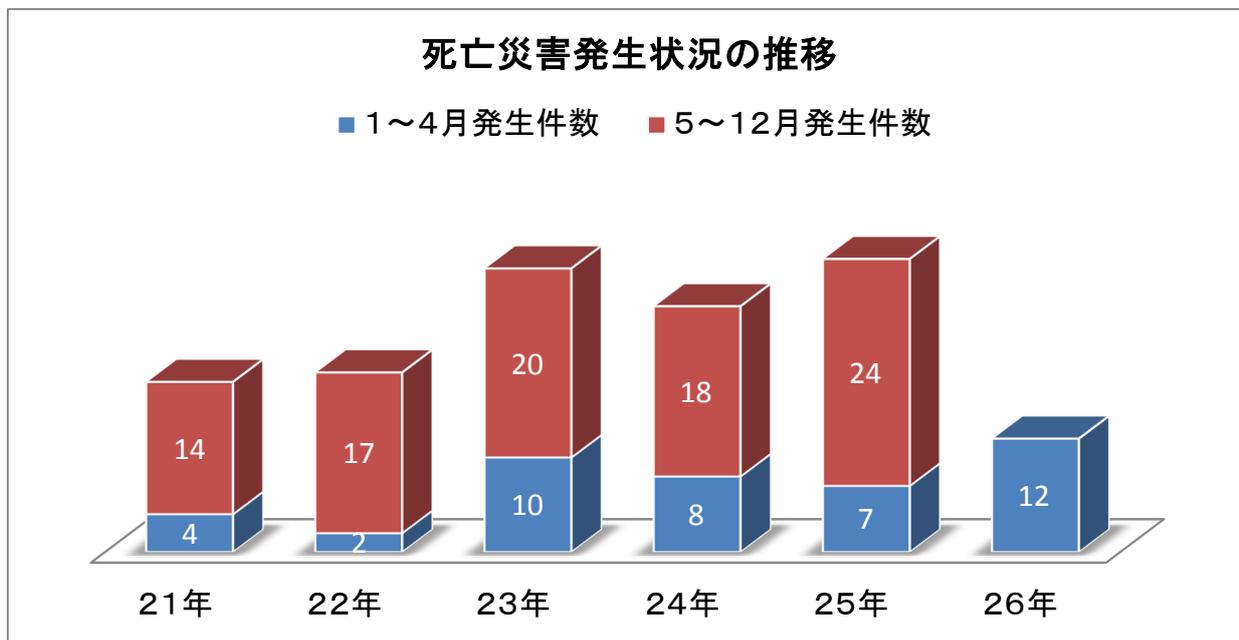
平成26年5月12日～7月31日

○緊急要請を行った労働災害防止団体等（14団体）

- ・（一社）福島県労働基準協会
- ・建設業労働災害防止協会福島県支部
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部
- ・林業・木材製材業労働災害防止協会福島県支部
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部福島県支部
- ・各地区労働基準協会（9団体）

※その他事業者団体、工事発注機関等48機関へも協力要請

資料：労働災害発生状況



## 緊急労働災害防止対策実施要綱

### 1 趣旨

福島労働局管内の労働災害による死亡者数は、平成25年が対前年比で5人増加の31人となったが、平成26年に入っても、4月末現在、対前年同期比で5人増の12人と急増している。

また、休業4日以上死傷者数は、平成24年、平成25年と対前年比で2年連続増加し、平成25年の死傷者数2,080人は平成23年比で16.5%の大幅な増加となり、平成18年以来7年ぶりの発生件数となった。

福島労働局では、平成25年度から5年間の第12次労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に取り組んでいるが、計画の目標である「平成29年度までに平成24年度と比較して労働災害の死傷者数を15%以上減少させる」観点からも、こうした現状は極めて憂慮すべきものである。

もとより、労働災害発生の防止に最大限の努力を傾注することは事業者の責務である。

加えて、福島県内においては、東日本大震災以降、復旧・復興工事や除染作業に多くの労働者が従事している。災害が増加している製造業、運送業及び第三次産業等を含め、福島県の着実な復興のためには、これを支えるすべての労働者の安全・衛生が確保されることが不可欠である。

このため、5月12日から7月31日までの間、緊急労働災害防止対策を実施し、各事業者及び関係団体と福島労働局・労働基準監督署とが力を結集して、労働災害の未然防止に万全を期すものとする。

### 2 緊急対策実施期間

平成26年5月12日から7月31日まで

### 3 福島労働局・労働基準監督署の主な実施事項

#### (1) 福島労働局

ア 労働災害防止団体等（14団体）に対する緊急要請を行い、労働災害防止の取組みの徹底を求める。

イ ア以外の各種事業者団体、労働団体、各種工事の発注機関等計48機関に対しても、労働災害防止についての協力を要請する。

ウ 局幹部による安全パトロールを実施する。

エ あらゆる機会をとらえて、広く県民に対して労働災害防止について啓発を図る。

(2) 各労働基準監督署

- ア 事業場に対する監督指導等を強化する。特に災害が多発している業種に対し、下記4の対策の徹底を指導する。
- イ 関係事業者が参集する機会をとらえて、労働災害防止対策の徹底を要請する。
- ウ あらゆる機会をとらえて、広く地域住民に対して労働災害防止について啓発を図る。

4 主な業種ごとの対策

(1) 建設業

- ア 三大災害（墜落・土砂崩壊・重機）防止対策の徹底
- イ 工事現場の安全管理体制、安全点検体制の確立、整備
- ウ 熱中症予防対策の徹底

(2) 陸上貨物運送業

- ア 交通労働災害防止対策の徹底
- イ 荷役作業における労働災害防止対策の徹底
- ウ 適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底

(3) 製造業

- ア 安全な機械の採用及び使用の徹底
- イ 雇入れ時等の安全教育の徹底
- ウ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

(4) 林業

- ア 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底
- イ 間伐作業での安全対策の徹底
- ウ 経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底

(5) 第三次産業

- ア 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険個所の特定、改善の実施
- イ 重量物取扱い作業、介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ウ 職場の4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進